Q

新製品の出荷を予定している日本および海外複数国について、他社の特許出願状況を把握しておきたいが、国ごとに個別の特許調査を行うのは時間もかかり負担が大きい。

複数国を効率的に特許調査する方法はないだろうか？

1．複数国を一括して検索できる「ファミリー単位検索機能」がお薦め

複数国の特許出願を対象に調査を行う際、商用データベースの「ファミリー単位検索機能」を利用すれば、複数国の特許出願をファミリー単位で一括して検索し、調査をひとつにまとめることができるので効率的である。

2．基礎知識

ファミリーとは、優先権[i]情報を基に各国の特許出願を結びつけた特許群のことである。日本はパリ条約の加盟国であるため、日本から海外への出願はパリ条約の優先権主張を利用した手続きをすることが多い。優先権主張を利用して海外の複数国へ出願した場合に、それぞれの国へ出願された複数の出願を１つの出願の束と考え、その出願の束（特許群）をファミリーと呼称している。

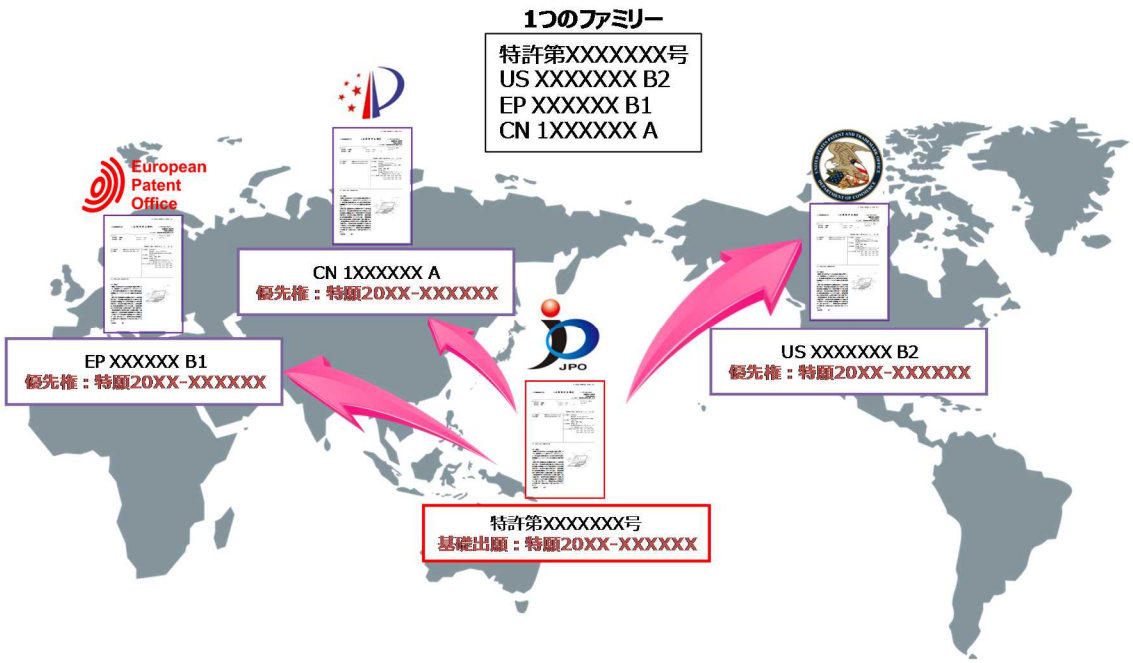

3. ファミリー単位検索機能

商用データベースでは、世界各国・地域の特許出願をファミリー情報として紐づけて収録し、ファミリー単位で複数国を一括して検索できる「ファミリー単位検索機能」を備えるものがある。「ファミリー単位検索機能」では、単一の国で特許検索を行うのと同様に特許分類やキーワードを設定して複数国の特許出願を対象にした検索が可能であり、さらに、検索でヒットした集合はファミリー単位でまとめられた形とすることができる。この機能を利用することで、国ごとに検索および出力を行う必要がなくなり、特許調査の作業が効率的になる。

例えば、日本、米国、欧州、中国において、内視鏡に関連するIPCであるA61B1/00を検索する場合、通常であれば国ごとに 4 回の検索を行う必要があるが、「ファミリー単位検索機能」を利用すれば 1 回の検索で済む。

また、検索でヒットした集合の読み込み作業を行う場合、ある競合企業の同一の発明が調査対象の 4 カ国それぞれに出願されていると、通常は国ごとに 4 つの特許公報の確認作業が必要になる。一方、「ファミリー単位検索機能」を利用すれば、同一の発明である 4 カ国の出願が予め 1 つのファミリーとしてまとめられているので、1 つの特許公報の確認作業で済むことになる。下図の例のように、国ごとに検索した場合は合計 84,400 件となるが、ファミリー単位でまとめることによって 7 割以下の 56,500 件まで件数を減らすことができる。

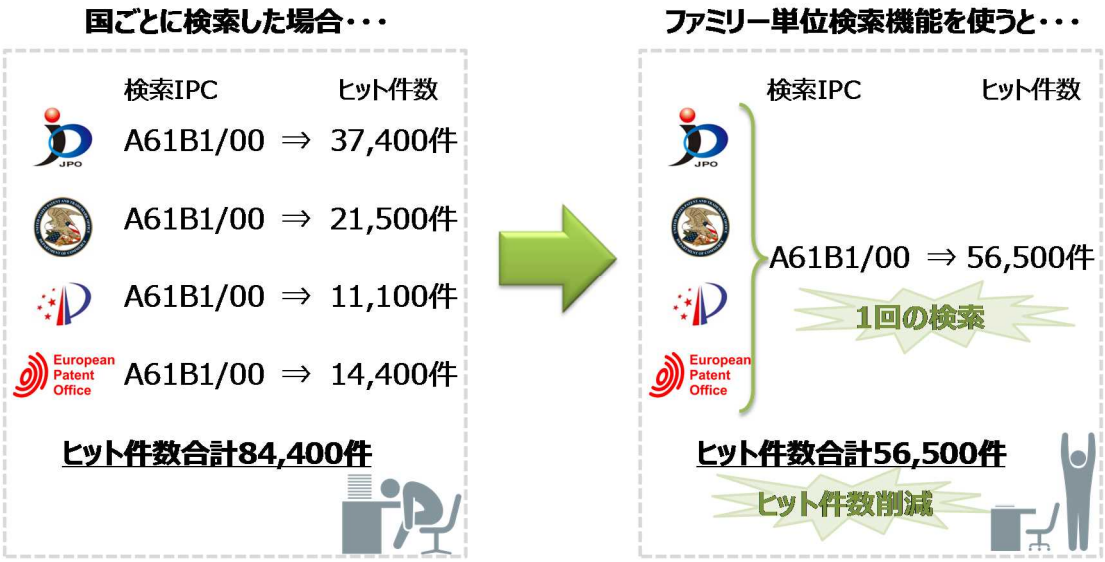

なお、ここでは特許分類（IPC）を利用した事例を紹介したが、キーワードでも同様にファミリー単位検索が可能である。ただし、特許公報の言語は国ごとに異なるため、利用したキーワードで検索可能な国や範囲（要約、請求項、明細書）を把握しておく必要がある。通常、「ファミリー単位検索機能」を有する商用データベースでは、非英語圏の出願についても英文要約や明細書の機械翻訳を収録しており、英語キーワードを利用して統一的な検索を可能にしていることが多い。

また、ファミリーといっても必ずしも複数国に出願しているものには限っておらず、一カ国のみの出願（海外出願をしていないもの）も１ファミリーとして収録しているため、海外出願を有していない出願についても検索可能である。

読み込み作業を行う場合には、ファミリーの中から読み込みが容易な特許公報（日本語の公報や英語の公報）を 1 件選択して確認作業を行うことになる。これによって、読み込み件数を減らすことができ、また、不慣れな言語で書かれた特許公報（ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語など）の代わりに、同一ファミリー内の日本語や英語で書かれた特許公報を確認することで発明の内容を把握することが可能となる。

実際に商用データベースを利用した際の表示画面の一例としては以下の様なものがある。パターン 1 はヒット文献を公報単位のリスト形式で一覧表示するものであり、ファミリー番号といった識別情報で同一ファミリーであることが認識できるようになっている例である。パターン 2 は、ヒット文献の要約や代表図といった基礎的情報をファミリー単位で表示する例である。いずれの場合も、詳細情報（請求項、実施例など）を確認する際には、表示されている公報番号をクリックして別画面で表示させることが可能である。

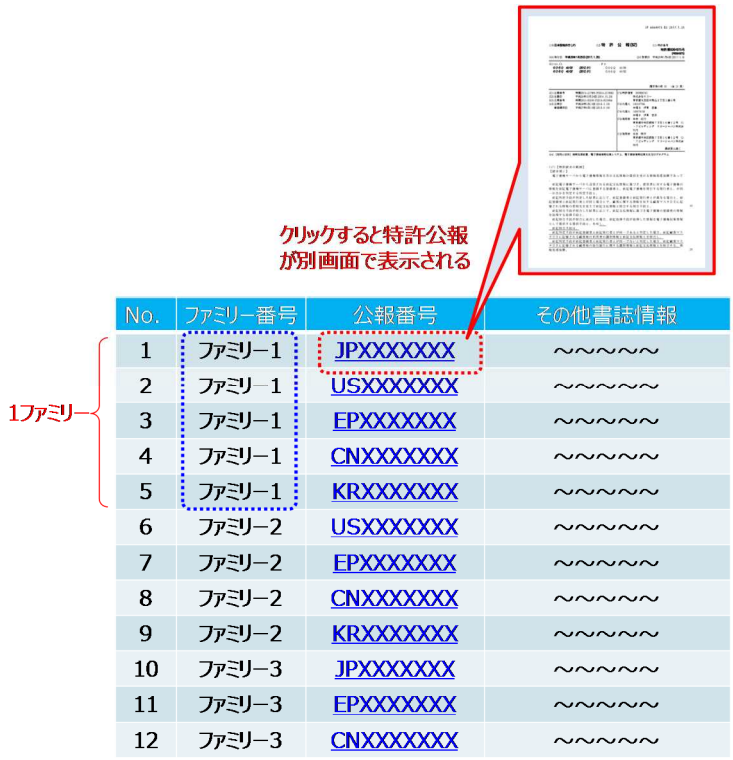

No.	ファミリー番号	公報番号	その他書誌情報
1	ファミリー1	JPXXXXXXX	～～～～～
2	ファミリー1	USXXXXXXX	～～～～～
3	ファミリー1	EPXXXXXXX	～～～～～
4	ファミリー1	CNXXXXXXX	～～～～～
5	ファミリー1	KRXXXXXXX	～～～～～
6	ファミリー2	USXXXXXXX	～～～～～
7	ファミリー2	EPXXXXXXX	～～～～～
8	ファミリー2	CNXXXXXXX	～～～～～
9	ファミリー2	KRXXXXXXX	～～～～～
10	ファミリー3	JPXXXXXXX	～～～～～
11	ファミリー3	EPXXXXXXX	～～～～～
12	ファミリー3	CNXXXXXXX	～～～～～

表示画面のイメージ（パターン１：公報単位表示）

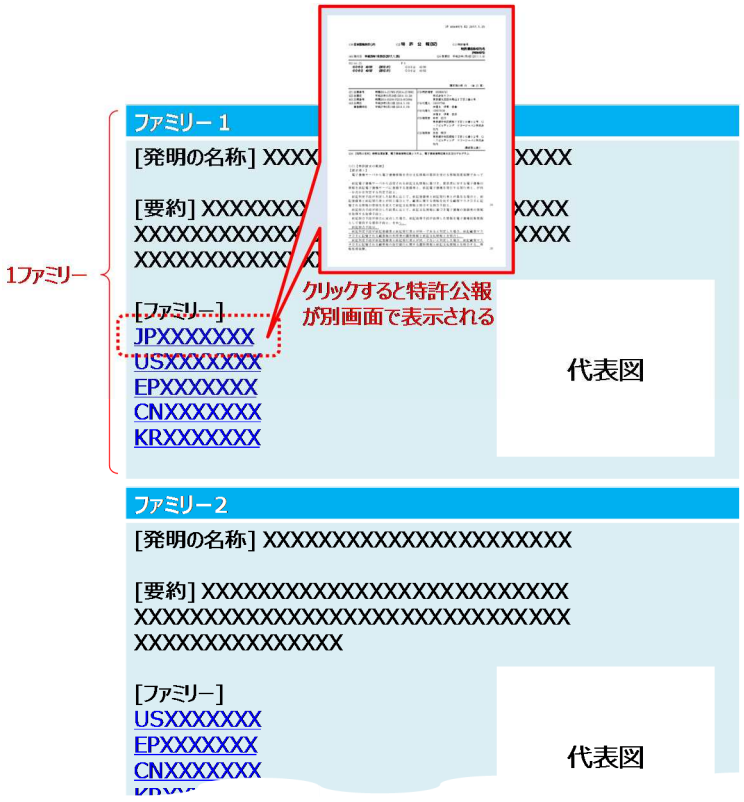

表示画面のイメージ（パターン２：ファミリー単位表示）

4．ファミリー単位検索機能を利用する際の注意点

ファミリーの考え方は、データベースによって異なっており、例えば、優先権情報が完全に同一である複数の特許出願をファミリーとする考え方や、優先権情報が 1 つでも同じ特許出願をファミリーとする考え方がある。同じ「ファミリー単位検索機能」であっても、採用しているファミリーの考え方が違うデータベースではヒットする件数が大きく異なるので、実際に利用するデータベースがどのような考え方でファミリー情報を紐づけているか把握しておく必要がある。

また、特許権はあくまで各国ごとに権利として付与されるものであり、同一のファミリー内であっても、国ごとに権利の範囲（請求項の内容）は異なる可能性がある。そのため、他社特許侵害の防止を目的とした調査の場合には、しっかりと国ごとの請求項の内容を確認すべきである。

Point

「ファミリー単位検索機能」を利用することで、複数国の特許出願をファミリー単位で一括して検索することが可能である。検索の回数やヒット件数が削減できるため、複数国を効率的に調査する有効な手段である。

---

[i] 優先権とは、ある国で行われた特許、実用新案などの出願に対し、その出願人（または承継人）が別の国でも先の出願の時点で出願したのと同様に取り扱われる権利をいう。通常 1 つの発明を複数国にて特許出願を行う場合は、国ごとに出願を行う必要がある。各国に同時に出願する事は手続きの面などで困難であり、出願が遅れればその間に第三者による出願や、公表などにより特許性を失う事態が想定される。この様な不利益をなくすためにパリ条約等では優先権主張を行い出願する事が認められている。
（参考：http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/tukujitu_kijun_bm/05_0100bm.pdf）